

公益信託会計の在り方について（検討の方向性）

令和7年3月28日
内閣府公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会

1. 公益信託会計の基本的な考え方について

(1) 信託の会計に関する関係規定

信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの（信託法（平成18年法律第108号）第13条）とされ、受託者は、毎年1回、法務省令で定める書類（財産状況開示資料）を作成する義務を負う（同法第37条第2項）。同法の委任を受けた信託計算規則（平成19年法務省令第42号）は、財産状況開示資料は信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものであること、財産状況開示資料が信託帳簿¹に基づいて作成されなければならないこと等を定めている。なお、信託計算規則は、一般的な信託の計算（同法第37条）に加え、一般債権者の保護のために強行的な規律を置く限定責任信託²の計算（同法第222条）についても特例を定めている。

(2) 公益信託の会計に関する関係規定

公益信託は、公益事務³のみを目的とし、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新法」という。）によって設定される信託（以下、特記しない限り、新法の適用を受ける公益信託を「公益信託」とする。）である。新法は、信託法の特別法であり、公益信託には、特別の規定がない限り信託法が適用される⁴。公益信託の会計に関し、信託法が信託計算規則に委任している事項（公益信託にも適用がある規律に限る。）については、新法で

¹ 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない（信託法第37条第1項）。

² 限定責任信託とは、受託者が信託に関して負担する債務について、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託（信託法第2条第12項）であり、受託者と取引関係に入ろうとする第三者を保護する観点から、信託の計算に関する特例（資産、負債の評価等）が信託計算規則第3章に設けられている。

³ 学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として法別表各号に掲げる事務をいう。法別表は公益法人認定法の別表と整合的なものとして規定されている。

⁴ 信託法及び公益信託法においては、受益証券発行限定責任信託（信託法第248条）以外には会計監査人を設置する規定はない（公益信託に、会計監査人を設置する法律上の義務はない）。

は合同命令（内閣府令・法務省令）に委任されている（同法第33条第3項）。そのため、公益信託に関し、受託者が作成すべき書類やその作成方法については、合同命令（内閣府令・法務省令）で定められることとなる⁵。

（3）公益信託制度における財務報告の基本的な考え方について

これまでの公益信託制度については、受託者は信託業の免許を持つ信託銀行等に事実上限られていたこと、また、その信託事務の内容も信託財産として受け入れた金銭を預貯金等の低リスク資産で運用し、奨学金や研究開発費の助成を行う事務に限定されていたこと等の理由から、統一的な会計基準のようなものはなく、受託者が策定する経理規則に従い、収支決算書と財産目録が作成される運用であった⁶。

新しい公益信託制度においては、信託銀行以外に、公益法人、株式会社、個人等多様な主体が受託者となり得、助成型の公益信託だけでなく事業型も含めた様々な類型の公益信託について設定することが可能になるとともに、公益法人と整合的な枠組みで公益性が判断され、公益信託認可を受けた全ての公益信託が基本的に公益法人並みの税制優遇を受けることとなる。

このような新たな公益信託制度において受託者が行う財務報告の主要な目的は、公益法人制度の財務報告の目的を踏まえて、委託者に対する受託責任を履行すること（信託財産の分別管理義務を担保すること等）や信託管理人による監督に対応することに加えて、公益信託の各ステークホルダー（寄付者、信託事務の対象者（受給者等）、国民、行政庁）の多様なニーズに対応していくことにあることが明確にされることが望ましい。

また、公益信託の受託者は信託財産に係る財務規律の遵守が要請されるところ、財務規律への適合状況の確認のための計算は信託当事者（委託者、受託者及び信託管理人）による恣意的な判断の可能性を排除すべきである。そのため、公益信託の計算等は、信託当事者が定めるものではなく、一定のルール（資産・負債の評価等）に従って行われる必要がある。

以上のことから、公益信託の会計については、信託としての特殊性を考慮しつつも、財務報告の目的を共通にし、全体として整合的な制度として設けられている公益法人の会計基準を基本として計算書類を策定することが相当である。

一方、公益信託制度では、①収益事業が行われず公益事務のみが行われること、②理事会等の機関設置（ガバナンス）を前提に法人の経営判断・創意工夫が期待される公益法人と異なり、受託者は信託行為の定め（変更には、原則として行政庁の認可が必要）に従い公益信託事務を行うこととなること、③受託者の固有財産である人的・物的資源（事務所のスペースなど）を活用することも多く、公益法人と比べて公益信託の計算書類に計上すべき資産等は少ないことが見込まれること、④多様な受託者において、受託者固有の会計と

⁵ 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会（https://www.koeki-info.go.jp/regulation/charitable_trust.html）において、内閣府令案、合同命令（内閣府令・法務省令）案が提示されている。

⁶ 各主務官庁が定める省令により、「収支決算書」「財産目録」等の提出が求められていた。

全く異なる会計処理を求めるることは受託者の負担となり、公益信託の活用を大きく阻害することとなる等から、公益信託における会計処理については、信託行為等に定められた公益信託の事務の内容・規模・信託財産の種類に見合った形で可能な限り簡素化をすることが相当である。

2. 基本的な考え方を踏まえた主な検討事項についての方向性

以下のような方向性を確認した。

① 新たな公益信託における会計処理の原則及び作成すべき財務諸表等⁷について

- 新しい公益信託では公益信託事務の内容や信託財産の種類が多様化することや、国民を含む幅広いステークホルダーに公益事務の実施状況等に係る情報を提供する必要性等を踏まえると、原則として、企業会計や公益法人会計で一般に用いられる発生主義を前提とした貸借対照表及び損益計算書⁸の作成を求ることとし、減価償却、金融資産の時価評価等を原則的に採用する。

上記の整理の結果として、当該公益信託の計算規則について、当事者の意思に委ねられる範囲の広い一般的の信託並びの規定を整備することでは足りず、多様なステークホルダーに対する開示を想定した規律とすることが望ましいと考えられる。そのため、全ての公益信託（特定資産公益信託を除く。）について、第三者の利益を保護する観点から一定の強行的な規律を置く限定責任信託の規定を参考として規定を整備することとしている（合同命令案第18条）。

- 法令に規定された特定資産公益信託における公益事務の内容や信託財産の規律（新法第8条本文、内閣府令案第3条）を踏まえると発生主義と現金主義で実質的な違いが生じることが想定されないことから、貸借対照表、損益計算書に代えてこれまでの公益信託において作成してきた収支決算書及び財産目録⁹による会計処理でも可とする（合同命令案第19条）。

⁷ 施行準備研究会において、公益信託の受託者が公益信託法、信託法第37条第1項、第2項及び内閣府令・法務省令の規定により作成する書類として以下のものを検討している。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 財産目録
- ④ 信託財産に係る帳簿（信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするためのもの。）
- ⑤ その他内閣府令で定める書類

⁸ 公益法人においては、法人の活動状況を収益・費用面から示すという当該書類の役割を明確にする観点から、名称を「活動計算書」としている点を踏まえ、公益信託会計における名称については今後検討する。

⁹ 特定資産公益信託においては、資源提供者の使途の指定による正味財産（純資産）の区分を求めない。

② 指定純資産及び一般純資産について

資源提供者の使途指定の有無を明確にし、財務規律を適正に適用する観点から、公益法人会計基準における正味財産（純資産）の二区分（指定純資産・一般純資産の区分）表示を採用する。ただし、正味財産の区分は公益法人関係者以外に馴染みのない概念であり、可能な限り簡素化することが望ましい。そのため、信託財産に減価償却資産が含まれることが見込まれず、指定純資産に係る収益・費用と一般純資産に係る収益・費用が混在することがほとんど想定されない公益信託¹⁰（例えば信託・寄付で受け入れた投資有価証券の運用益のみにより助成事務を行う公益信託）にまで純資産の区分表示や損益計算書の財源別内訳の明記を必須とする必要はないと考えられる¹¹。そのため、信託財産に減価償却資産が含まれることが見込まれない公益信託の貸借対照表において純資産について一律に二区分表示を義務付けることはせず、損益計算書の表示についても同様に整理する。

※なお、②については、一般的な会計の目的や慣行よりも、政策上・法律上の要請を優先することに関する懸念もあった。また、純資産区分をする場合としない場合の取扱いが併存することは利用者にとって複雑となり、かえって利便性を損ねるのではないか、例えば法令において減価償却費の取扱いに係る中期的収支均衡の特則を定めること等により二区分表示を不要とすることも考えられるのではないかという意見があった。

③ 事業費及び管理費の区別について

公益信託は公益事務を行うことのみを目的とする信託であり、公益法人のように収益事業を行うことができず、信託財産は公益のために管理・処分されることとなるが、公益事務を行うにあたって、その公益信託の管理のための費用が過大に支出されこととなれば、本来の制度趣旨に反することとなる。そのため、公益信託事務の処理に係る費用（管理費を含む総費用）に占める事業費（公益事務の実施に係る費用）の割合を内閣府令で定める割合（70%）以上とする規律（公益事務割合（新法第8条第9号））を設け、管理費の過大な支出を抑止することとしている。

公益法人制度において公益目的事業比率の算定を踏まえて事業費及び管理費の区別が整理されており、公益信託においても、公益事務割合の算定を踏まえた整理を想定して

¹⁰ 信託財産に減価償却資産が含まれることが見込まれる公益信託について、純資産の区分を必須とするのは、減価償却資産が資源提供者からの使途の指定をもって信託財産とされた場合、当該減価償却資産から生じる費用（減価償却費等）については、損益計算書上、指定純資産に係る費用として一般純資産に係る費用と区別する必要が生じ、この場合、貸借対照表上、純資産を区分した上で、損益計算書において財源別内訳の表示をすることが求められることによる。

¹¹ 区分表示をしない公益信託が、ある年度に使途が指定された多額の寄付金を受けた場合には、当該年度に中期収支均衡の計算上多額の収益が計上されることになるが、公益充実資金の積立てや公益目的保有財産の取得により対応することが想定される。区分表示をしない公益信託における使途が指定された寄付に係る情報開示の在り方等については、上記の考え方を踏まえ、必要に応じ、更に検討する。

いる¹²。また、内閣府令案においては、公益信託報酬は管理費に計上されることを明らかにしている。

3. 今後の検討について

今回確認した基本的な方向性に基づき、現在策定されている合同命令（内閣府令・法務省令）の準備状況を踏まえ、法施行に向けて、公益信託会計における財務諸表等のひな形など、会計実務の取扱いを整理していく必要がある。

以上

¹² 現在の公益信託においては、一般に、支払助成の額を事業費とし、助成先の選考等を行う「運営委員会」の運営のための費用（会議費・旅費交通費等）を管理費としているが、公益事務割合の趣旨を踏まえると、運営委員会の費用等は公益事務の実施に係る費用とすることが適切であると考えられる。